

用語の解説

1 人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者による人口をいう。

常住している者とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

2 年齢

「年齢」は、令和2年9月30日現在による満年齢である。

なお、令和2年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳とした。

年齢3区分は、次のように区分する。

15歳未満人口

15～64歳人口

65歳以上人口

3 配偶関係

「配偶関係」は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

未婚：まだ結婚をしたことのない者

有配偶：届出の有無に関係なく、妻又は夫のある者

死別：妻又は夫と死別して独身の者

離別：妻又は夫と離別して独身の者

4 国籍

二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱った。

(1) 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人：日本

(2) 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人：調査票の国名欄に記入された国

5 世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

一般世帯とは、次のものをいう。

(1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者

ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。

(2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者

(3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

施設等の世帯とは、次のものをいう。なお、世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人である。

(1) 寮・寄宿舍の学生・生徒－学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり

(2) 病院・療養所の入院者－病院・療養所などに、すでに3か月以上入院している入院患者の集まり

(3) 社会施設の入所者－老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり

(4) 自衛隊営舎内居住者－自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり

(5) 矯正施設の入所者－刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり

(6) その他一定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠(住所)を有しない船舶乗組員など

6 世帯主・世帯人員

世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断による。

世帯人員とは、世帯を構成する人(世帯員)の数をいう。

7 世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した。

単身世帯：世帯人員が一人の世帯

母子世帯：未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯

父子世帯：未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯

3世代世帯：祖父母、世帯主の父母(又は世帯主の配偶者の父母)、世帯主(又は世帯主の配偶者)、子(又は子の配偶者)及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居している世帯(中間の世代がない場合も含む)

8 住居の種類

一般世帯について、住居を、次のとおり区分した。

住宅：一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。）
一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに1戸の住宅となる。

住宅以外：寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物
なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

9 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分した。

主世帯：「間借り」以外の以下の5区分に居住する世帯

持ち家：居住する住宅がその世帯の所有である場合
なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

公営の借家：その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

都市再生機構・公社の借家：その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

なお、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含まれる。

民営の借家：その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

給与住宅：勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。

間借り：他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

10 住宅の建て方

各世帯が居住する住宅の建て方を、次のとおり区分した。

一戸建：1建物が1住宅であるもの

なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含まれる。

長屋建：二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの
いわゆる「テラスハウス」も含まれる。

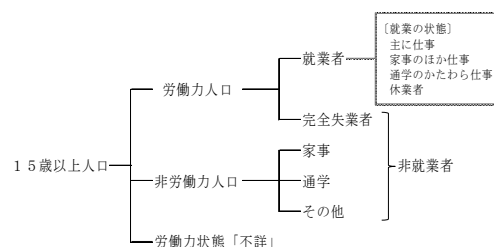
共同住宅：棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの

なお、1階が店舗で、2階以上が住宅になっている建物も含まれる。

その他：上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

11 労働力状態

「労働力状態」とは、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したものをいう。



労働力人口

就業者と完全失業者を合わせた人口

就業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした者

なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とした。

- (1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

(2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めた。

主に仕事

主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていました場合

家事のほか仕事

主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合

通学のかたわら仕事

主に通学していて、そのかわり、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合

休業者

(1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでも、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

(2) 事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合

完全失業者

調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた者

非労働力人口

調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、休業者及び完全失業者以外の者

労働力率

15 歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）に占める労働力人口の割合のこと

完全失業率

労働力人口に占める完全失業者の割合のこと

12 従業上の地位

「従業上の地位」とは、就業者について、調査週間中にその人が仕事をしてきた事業所における地位によって、以下のとおり区分したものをいう。

雇用者

会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている

人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

正規の職員・従業員

勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人

労働者派遣事業所の派遣社員

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人

パート・アルバイト・その他

(1) 就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人

(2) 専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用される「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人

役員

会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員

雇人のある業主

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

雇人のない業主

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

家庭内職者

家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

家族従業者

農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

13 産業

「産業」とは、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしてきた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいう（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の主な事業の種類）。

令和 2 年国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）を基に再編成したもので、20 項目の大分類、82 項目の中分類、253 項目の小分類から成る。

なお、産業（3 部門）の区分は、大分類を次のように集約したものである。

第1次産業	<ul style="list-style-type: none"> A 農業, 林業 B 漁業
第2次産業	
	<ul style="list-style-type: none"> C 鉱業, 採石業, 砂利採取業 D 建設業 E 製造業
第3次産業	<ul style="list-style-type: none"> F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業, 郵便業 I 卸売業, 小売業 J 金融業, 保険業 K 不動産業, 物品賃貸業 L 学術研究, 専門・技術サービス業 M 宿泊業, 飲食サービス業 N 生活関連サービス業, 娯楽業 O 教育, 学習支援業 P 医療, 福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業 (他に分類されないもの) S 公務 (他に分類されるものを除く)

14 職業

「職業」とは、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類によって分類したものをいう（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）。

また、従事した仕事が二つ以上ある場合、その人が主に従事した仕事の種類による。

令和2年国勢調査に用いている職業分類は、日本標準職業分類（平成21年12月統計基準設定）を基に再編成したもので、12項目の大分類、57項目の中分類、232項目の小分類から成る。

なお、職業大分類は次のとおりである。

- A 管理的職業従事者
- B 専門的・技術的職業従事者
- C 事務従事者
- D 販売従事者
- E サービス職業従事者
- F 保安職業従事者
- G 農林漁業従事者
- H 生産工程従事者
- I 輸送・機械運転従事者
- J 建設・採掘従事者
- K 運搬・清掃・包装等従事者
- L 分類不能の職業

15 従業地・通学地

「従業地・通学地」とは、就業者が仕事をしている場所又は通学者が通学している学校の場所をいい、次のとおり区分した。

常住地による人口（夜間人口）

当該地域に常住している人口

従業も通学もしていない

常住者のうち、労働力状態が「完全失業者」「家事」「その他」の者

自市区町村で従業・通学

常住者のうち、従業地が「自宅」または従業地・通学地が「同じ市町村」の者

自宅で従業

常住者のうち、従業地が「自宅」の者

自宅外の自市町村で従業・通学

常住者のうち、従業地・通学地が「同じ市町村」の者

他市町村で従業・通学

常住者のうち、従業地・通学地が「他の市町村」の者

県内他市町村で従業・通学

常住者のうち、従業地・通学地が「他の市町村」で、通勤・通学の場所が常住地と同じ県内の他市町村の者

他県で従業・通学

常住者のうち、従業地・通学地が「他の市町村」で、通勤・通学の場所が常住地と別の都道府県の者

流出人口

当該地域から当該地域以外へ通勤・通学している者

従業地・通学地による人口（昼間人口）

夜間人口から流出人口を除き、流入人口を加えたもの

うち他市町村に常住

通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と異なる市町村の者

県内他市町村に常住

通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と同じ都道府県内の他市町村の者

他県に常住

通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と別の都道府県の者

流入人口

当該地域以外から当該地域へ通勤・通学している者

昼夜間人口比率

夜間人口 100 人当たりの昼間人口の比率

(昼夜間人口比率=昼間人口/夜間人口×100)